

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（62）

2. 日 時：令和3年2月5日 13時30分～18時00分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、植木主任安全審査官、片桐主任安全審査官、
藤原主任安全審査官、皆川主任安全審査官、土居安全審査専門職、
服部安全審査専門職、山浦技術参与、西澤原子力規制専門員

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与、小林主任技術研究調査官

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長、他1名

原子力本部 原子力部 部長、他5名

5. 要 旨

（1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、耐震設計の基本方針について、提出資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

【補足 - 600 - 26 メカニカルスナップの評価手法の精緻化について】

既工認で設定しているメカニカルスナップの許容荷重を超えた場合に詳細評価を行うとしている方針について、その方針の根拠及び妥当性を整理して提示すること。

既工認の許容荷重に用いているメカニカルスナップの定格荷重について、その設定方法及び位置付けを整理して提示すること。

メカニカルスナップの機能喪失要因及び影響確認手法について、特定方法を示すとともに、その妥当性を整理して提示すること。

メカニカルスナップの耐震設計に係る詳細評価について、既往知見として引用している電力共同研究等での試験及び耐力評価法の詳細を整理して提示すること。

【補足 - 600 - 9 耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について】

減衰定数をパラメータとした等価繰返し回数の比較について、減衰定数を0.5%から3%の範囲で比較検討している考え方を整理して提示すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2) について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(耐震基本方針)(O2 - 他 - F - 19 - 0004__改4)
- (2) 補足 - 600 - 3【地震時荷重と事故時荷重との組合せについて】(O2 - 補 - E - 19 - 0600 - 3__改1)
- (3) 補足 - 600 - 9 耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について(O2 - 補 - E - 19 - 0600 - 9__改1)
- (4) 補足 - 600 - 19【重大事故等対処施設の耐震設計における重大事故と地震の組合せについての補足説明資料】(O2 - 補 - E - 19 - 0600 - 19__改1)
- (5) - 2 - 1 - 12 - 1 配管及び支持構造物の耐震計算について(O2 - 工 - B - 19 - 0029__改2)
- (6) 補足 - 600 - 26 メカニカルスナッパの評価方法の精緻化について(O2 - 補 - E - 19 - 0600 - 26__改1)

以上